

漁業経営の改善に関する指針の変更(案)について

漁業経営の改善に関する指針の全部改正について（骨子）（案）

1. 「一 漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために行う漁業経営の改善に関する事項」については、我が国の漁業における諸課題、水産施策の方向性及び本制度の活用を現在の情勢に合わせて再整理。

2. 「二 漁業経営の改善の内容に関する事項」については、本制度の対象者の要件に「計画的に資源管理や漁場改善に取り組む者」を追加。

3. 「三 漁業経営の改善の実施方法に関する事項」については、具体的な経営の向上の目標について、現行の目標を「一般型」とし、新たに「地域連携型」と「新規就業者型」を加えて3類型化。

- 「一般型」では、これまでの指標（「付加生産額」又は「従業員一人当たりの付加生産額」）に「減価償却前利益」と「従業員一人当たりの減価償却前利益」を追加（5年で15%以上の伸び率）。また、基準値達成者が計画を更新する場合の特例を設定（2回目は10%以上の伸び率）。
- 「地域連携型」では、浜プラン等に基づく取組であって、同プランの所得向上の目標達成への貢献が見込まれるものを実施すると認められる者を対象とし、3年以上5年以内で「減価償却前利益」の伸び率が、浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上向上を目標設定。
- 「新規就業者型」では、新たに漁業経営を開始した後3年未満の者で、一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められるものを対象とし、計画期間（5年）終了時における「減価償却前利益」が、地域における同一の漁業種類の平均値以上である目標設定。

4. 「四 その他漁業経営の改善に当たって配慮すべき事項」については、計画作成時の漁業協同組合等の役割を明確化するとともに、浜プラン等との連携等の定義と「地域連携型」認定時の漁業協同組合等及び市町村への意見聴取を設定。

（参考）

（現行の目標）

- 5年で「付加生産額」又は「従業員一人当たりの付加生産額」のいずれかの伸び率が15%以上

- 付加生産額：営業利益（人件費、減価償却費等控除後）に人件費及び減価償却費を足し戻す。
- 減価償却前利益：営業利益（人件費、減価償却費等控除後）に減価償却費を足し戻す。

(参考) 水産政策審議会第62回企画部会(H28.8.5)提出資料

③漁業経営改善計画の認定制度の運用見直し内容

現 行

(経営向上の目標設定)

- 5年間で付加生産額(経営体又は従業員一人あたり)を15%以上向上のみ



見直しの
方向性

(新たな認定要件)

- 計画的な資源管理・漁場改善の取組の実施

(新たな経営向上の目標設定)

- 現行の目標に加え、漁業者の経営状況や多様な地域の主体的な取組の内容に応じた目標の設定

〔 浜プラン等に位置づけられた所得向上の目標に関連した目標、意欲ある新規漁業就業者の育成のための目標等 〕

※ 浜プラン等に位置づけられた漁業種類に係る漁業経営改善計画については、同プランと連携がとれたものであることとする。

【支援措置】

- ・制度資金(漁業経営改善支援資金等)の融通
- ・利子助成による制度資金の無利子化 等

漁業経営改善計画の認定制度(認定漁業者制度)の概要

1. 認定漁業者制度の趣旨

認定漁業者制度は、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とする漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（以下「漁特法」という。）に基づき、明確な経営目標を定めた漁業経営の改善計画を作成し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けた者に対し、漁業経営の改善に必要な資金融通の円滑化等の支援措置を図る制度。

2. 制度の概要

(1) 作成者：漁特法第4条第1項に基づき、漁業者、漁業協同組合等が作成

(2) 認定者：農林水産大臣：遠洋かつお・まぐろ漁業、遠洋底びき網漁業に係るもの、2以上の都道府県の区域を地区とする漁協等に係るものなど

都道府県知事：上記以外のもの

(3) 認定基準：農林水産大臣が定める「漁業経営の改善に関する指針」に照らし適切なものであるか、漁業経営の改善を確実に遂行するために適切なものであるか

(4) 指針の内容：①経営改善の内容の例示：施設整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化等

②目標値：5年間で付加生産額（経営体又は従業員一人当たり）を15%以上向上

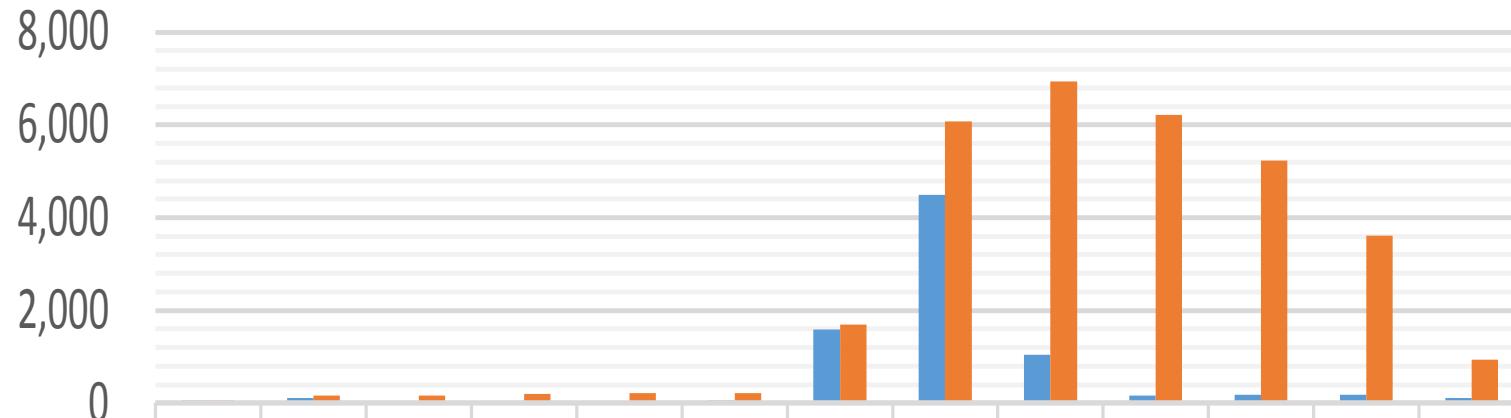
（注1：漁特法第3条第3項の規定により、指針の制定・変更には水産政策審議会の意見を聴かなければならない。）

（注2：付加生産額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。）

(5) 認定のメリット措置：認定漁業者向け制度資金（漁業経営改善支援資金等）の融通、補助事業による支援（利子助成による制度資金の無利子化）等

認定漁業者の新規認定数及び年度末認定者数の推移

(認定漁業者数)



■ 新規認定数

■ 年度末数

※1 平成20～22年度の新規認定数の大幅な増加要因は、認定漁業者が「漁業収入安定対策」の加入要件となっていたことによるもの(現在は要件化していない)。

※2 H26年度末時点の認定漁業者数947名が漁業経営体(88,550経営体)に占める割合は1.1%

(別添) 漁業経営の改善に関する指針（平成14年6月26日農林水産省告示第1205号）の全部改正新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p>一 漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために行う漁業経営の改善に関する事項</p> <p>我が国の漁業は、生産量が減少するとともに、国内の水産物消費が伸び悩む中で、その経営は厳しい状況に直面しており、適切な資源管理による持続的な水産資源の利用の重要性がますます高まるとともに、多様化する消費者ニーズに即した水産物を供給することが求められている。また、水産物貿易をめぐる国際環境の変化に対応し、収益性の高い操業体制への転換を進め、競争力を強化していくことが重要な課題となっている。</p> <p>今後とも国民に対して水産物を安定的に供給するという使命を果たしていくためには、このような我が国の漁業をめぐる環境の下で、限られた水産資源を持続的に利用しつつ、競争力に優れた漁業活動を安定的に行い得る効率的かつ安定的な漁業経営を育成し、これを今後の漁業生産を担っていく主体としていくことが必要である。</p> <p>漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条の規定に基づく漁業経営改善制度（以下「本制度」という。）は、このような漁業を取り巻く課題を踏まえ、計画的な資源管理や漁場改善に取り組む漁業者及びそのような漁業者を構成員とする漁業協同組合等（以下「漁業者等」という。）による漁業経営の改善を支援することにより、効率的かつ安定的な漁業経営を育成することを目的とするものである。</p> <p>一方、漁業現場においては、水産業を核として地域の所得向上を目指す計画である浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン（以下「浜プラン等」という。）に基づく地域主体の漁業経営の改善の取組が行われており、当該取組に対して水産施策を重点化しているところである。</p>	<p>一 漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために行う漁業経営の改善に関する事項</p> <p>漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法において「漁業経営の改善」とは、「漁業者が、漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義されている。漁業経営改善制度は、経営改善の意欲のある漁業者及びそのような漁業者を構成員とする漁業協同組合等によるこれらの措置の実施を支援することにより、漁業経営の向上を図り、もって効率的かつ安定的な漁業経営を育成することを目的とするものである。</p> <p>水産物の需要量は、近年、横ばい傾向で推移しており、平成十一年度の魚介類の需要量は千六十六万トンとなっている。今後の需要量については、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）に基づき策定された水産基本計画において、平成二十四年度における望ましい水産物消費の姿を千三十七万トンとしているところである。</p> <p>また、水産物に対する需要は、中食・外食需要の増大、品質及び安全性に対する関心の高まり等、その高度化、多様化が進行している。</p> <p>一方、漁業生産については、我が国周辺水域や公海等における資源状況が悪化している中で、我が国が平成八年に批准した国連海洋法条約において、排他的経済水域における資源管理について</p>

今後、漁業経営の改善を進めようとする意欲ある漁業者等には、浜プラン等に基づく地域主体の取組と連携しつつ、自らの経営状況や経営資源の実情、消費者や実需者のニーズ、資源量の動向、生産構造の展望等を総合的に勘案して、生産コストの削減、付加価値の向上等に向けた取組を、自らの創意工夫を生かして具体化していくことが期待される。

二 漁業経営の改善に関する事項

イ 漁業経営の改善の考え方

我が国の周辺水域はもともと資源の豊かな漁場であり、また、我が国には水産に関する多くの技術や知見がある。漁業者は、これらを最大限に活用できるよう、漁業種類単位の画一的な取組ではなく、個々の創意工夫を生かした多様な取組を具体化していく必要がある。

このような取組の具体化に当たっては、漁業者には、自らの経営環境や新規の設備投資に当たっての費用対効果について十分に見極め、過剰な設備投資により漁業経営を悪化させることのないようにする必要がある。一方、水産資源の持続的な利用の確保は漁業経営の継続の前提となるものであり、いかに経営改善に対する効果が高くとも、資源状況に照らして過大な設備投資や、地域で定められた資源管理に関する取決めに反する取組等は適当でない。

ロ 対象漁業者

本制度の対象とする漁業者は、次に掲げる計画的な資源管理又は漁場改善に取り組む者とする。

(1) 国及び都道府県が作成する資源管理指針に基づき、自ら取り組む休漁、漁獲量制限、漁具制限等の資源管理措置について記載した資源管理計画の作成及びその確実な実施

(2) 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）に基づき漁業協同組合等が作成する漁場改善計画の確実な実施

ハ 漁業経営の改善の措置

沿岸国が適切な措置を講ずべきこと、公海における資源管理について国際協力が行われるべきこと等が定められており、今後は、水産資源の持続的な利用が確保される範囲内での生産を行うことが必要である。

このような状況の下、今後、漁業経営の改善を進めようとする意欲ある漁業者には、自らの経営資源の実情、消費者や実需者のニーズ、資源量の動向、生産構造の展望等の諸事情を総合的に勘案して、生産コストの削減、付加価値の向上等に向けた取組を、自らの創意工夫を生かして具体化していくことが期待される。

本制度においては、そのような取組を行おうとする漁業者と、これを支援しようとする漁業協同組合等を、支援することとする。

二 漁業経営の改善に関する事項

我が国の周辺水域はもともと資源の豊かな漁場であり、また、我が国には水産に関する多くの技術や知見がある。漁業者は、これらを最大限に活用できるよう、業種単位の画一的な取組ではなく、創意工夫を生かした多様な取組を具体化していく必要がある。

このような取組の具体化に当たっては、過剰設備の存在が漁業経営の悪化の原因の一つであることを踏まえ、漁業者には、自らの経営環境や新規の設備投資に当たっての費用対効果について十分に見極めることが期待される。

また、水産資源の持続的な利用の確保は、漁業経営の継続の前提となるものであることから、いかに経営改善に対する効果が高くとも、資源状況に照らして過大な設備投資や、地域で定められた資源管理に関する取決めに反する取組等については、本制度による支援の対象としてはふさわしくない。

本制度により漁業経営の改善を進めようとする漁業者等には、次に掲げる漁業経営の改善の措置の類型に応じ、次に例示するような具体的な取組の実施が求められる。

- (1) 漁船その他の施設の整備 老朽化した漁船の代船の導入、高性能冷蔵庫の導入、水産加工施設の設置等
- (2) 生産方式の合理化 低燃費機関を装備した漁船等省エネルギーの目的に沿った漁船の導入、自動給餌機等の機械の導入、研修の受講を通じた効率的な作業方法の導入等
- (3) 経営管理の合理化 過剰な設備の処分、内部留保の蓄積等による財務内容の改善、個人経営体からの法人化及び協業化等
- (4) その他の措置 加工、流通分野への進出、異業種との連携、業種の転換、販売先の開拓、団体と共同して行う加工品の開発等

三 漁業経営の改善の実施方法に関する事項

漁業経営の改善の実施に当たっては、漁業者等は、経営の現状を客観的に把握するとともに、実施しようとする措置の費用対効果について十分な検証を行う必要がある。また、経営改善を着実に進めていくためには、目標値とこれに対する達成度を常に把握し、その結果を踏まえて対応策を検討することが重要である。

このため、本制度においては、定量的な目標の下で、経営の相当程度の向上のための取組を実施することとする。その際、個々の漁業者等が実現しようとする具体的な経営の向上の目標については、次のイからハまでに掲げる改善計画の三類型に応じ、それぞれに定める指標を用いることとする。なお、複数の漁業者等が共同して漁業経営の改善に取り組む場合の改善計画の申請については、全体としての指標と、参加者個々の指標のいずれでも用いることができることとする。

イ 一般型

- (1) 対象者 漁業経営の改善を進めようとする者
- (2) 計画期間 五年
- (3) 指標 計画期間における減価償却前利益（営業利益及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、付加生産額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）

このような前提の下で、漁業者には、次に例示するような具体的な取組の実施が期待される。

- イ 「漁船その他の施設の整備」 老朽化した漁船の代船の導入、高性能冷蔵庫の導入、水産加工施設の設置等
- ロ 「生産方式の合理化」 低燃費機関を装備した漁船等省エネルギーの目的に沿った漁船の導入、自動給餌機等の機械の導入、研修の受講を通じた効率的な作業方法の導入等
- ハ 「経営管理の合理化」 過剰な設備の処分、内部留保の積立て等による財務内容の改善、定置漁業等における法人経営への移行等
- ニ 「その他の措置」 加工、流通分野への進出、異業種との連携、業種の転換、販売先の開拓、団体と共同して行う加工品の開発等

これらの取組の実施に当たっては、類似の漁業種類について、創意工夫を生かして取り組まれてきた優良事例等の情報を得て、咀嚼することが有益と考えられる。このため、別途、これらの事例について取りまとめ、公表することとする。

三 漁業経営の改善の実施方法に関する事項

漁業経営の改善の実施に当たっては、漁業者は、経営の現状を客観的に把握するとともに、実施しようとする措置について費用対効果の十分な検証を行う必要がある。また、経営改善を着実に進めていくためには、目標値とこれに対する達成度を常に把握し、その結果を踏まえて対応策を検討することが重要である。

このため、本制度においては、漁業者に対し、具体的な経営向上の目標を数値により示し、定量的な目標の下で「経営の相当程度の向上」のための取組を実施するよう求めているものである。

個々の漁業者が実現しようとする具体的な経営の向上の目標について、行政庁が「経営の相当程度の向上」に該当するか否かを評価する際の指標としては、「付加生産額」又は「従業員一人当たりの付加生産額」を用いることとする。

、従業員一人当たりの減価償却前利益又は従業員一人当たりの付加生産額のいずれかの伸び率が、基準値以上であること（これらの指標を初めて用いる場合の基準値は十五パーセントとし、直近の改善計画において基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善した者が次期改善計画の認定の申請を行う場合には、当該基準値から五パーセント削減した値を新たな基準値とすることができることとする。ただし、新たな基準値は五パーセントを下回ることとはできない。）。

ロ 地域連携型

- (1) 対象者 浜プラン等に基づく取組であって、当該浜プラン等における所得向上の目標達成への貢献が見込まれるものを実施すると認められる者
- (2) 計画期間 三年以上五年以内
- (3) 指標 計画期間における減価償却前利益の伸び率が、浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上であること。

ハ 新規就業者型

- (1) 対象者 新たに漁業経営を開始した後三年未満の者であって、一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められるもの
- (2) 計画期間 五年
- (3) 指標 計画期間終了時における減価償却前利益が、地域における同一の漁業種類の平均値以上であること。

なお、設定した指標が計画どおりに達成されていない場合であっても、当該指標を達成できなかったことについてやむを得ない事由があると農林水産大臣又は都道府県知事が認めるときは、改善計画の認定の取消しは行わないものとする。

この場合において、「付加生産額」とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計額とする。

この指標を用いることとしたのは、売上高や経常利益等とは異なり、経営の全体像を把握し、漁業者が生産、販売活動等を通じて新たに生み出した価値を総合的に評価することができると考えられるためである。

具体的には、「付加生産額」又は「従業員一人当たりの付加生産額」のいずれかについて、五年間の伸び率が十五%以上であることを「経営の相当程度の向上」とする。

このように評価することとしたのは、五年間で十五%以上の伸び率を実現している漁業者が全体の約三割を占めており、漁業経営の改善に取り組む者にとっては平均以上の目標を掲げるべきであると考えられるためである。

なお、漁業経営の改善は、複数の漁業者が共同して取り組む場合も考えられる。この場合の改善計画の申請については、全体としての指標と、参加者個々の指標のいずれでも用いることができることとする。

四 その他漁業経営の改善に当たって配慮すべき事項

イ 改善計画の作成に係る助言及び指導

漁業協同組合等は、構成員である漁業者による改善計画の作成に当たっては、必要に応じて外部の専門家の知見も活用しつつ、適切な助言及び指導を行うものとする。

ロ 実施状況の報告等

国又は都道府県は、改善計画の認定を受けた漁業者等に対し、改善計画の認定後二年経過後及び計画期間終了後に、それまでの実施状況の報告を求めるとともに、必要に応じて関係漁業者団体や外部の専門家の知見も活用して、経営改善の実施方法や改善計画の変更について助言及び指導を行うものとする。

ハ 浜プラン等との連携

浜プラン等に位置付けられた漁業種類に係る改善計画については、当該浜プラン等と調和のとれたものでなければならない。

また、地域連携型の改善計画の認定に当たっては、国又は都道府県は、漁業協同組合等及び市町村の意見を聴くよう努めるものとする。

五 指針の見直し

この指針は、水産業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

四 その他漁業経営の改善に当たって配慮すべき事項

イ 専門家の活用

国及び都道府県は、本制度の運用に当たっては、外部の専門家の知見を活用するよう努めるものとする。

また、漁業協同組合等は、構成員である漁業者が改善計画を作成するに当たっては、適切な指導を行うよう努めるものとする。

ロ 実施状況の報告等

国又は都道府県は、改善計画の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等に対し、改善計画の認定後二年経過後及び計画終了後に、それまでの実施状況の報告を求めるとともに、必要に応じて関係漁業者団体や外部専門家の知見も活用しつつ、漁業者等に経営改善の実施方法や、場合によっては改善計画の変更について助言及び指導を行うものとする。

また、国及び都道府県は、必要に応じて関係漁業者団体や外部専門家の知見も活用しつつ、漁業者等に経営改善の実施方法や、場合によっては改善計画の変更について助言及び指導を行うものとする。

なお、計画作成者が相応の努力をした場合でも、やむを得ない事由により当初の目標が達成できない場合もあることから、計画どおりに「付加生産額」等が増加していないことのみを理由として、認定の取消しを行うことはしない。

ハ 指針の見直し

改善指針は、漁業経営の改善に関する施策を進めていく上での基本となるものであり、水産業をめぐる情勢の変化、法施行後の運用状況に対する評価等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

附 則

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行前に法第四条第一項の認定の申請があった改善計画（以下「旧改善計画」という。）については、なお従前の例による。ただし、旧改善計画について指標を上回る伸び率で漁業経営を改善した者が、次期改善計画の認定の申請を行う場合の一般型の改善計画に係る基準値については、旧改善計画を三のイに規定する一般型の改善計画とみなして、三のイの(3)の規定を適用する。